職員の勤務時間及び休暇等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和５年２月３日

新潟県人事委員会

委員長　　氏　家　　信　彦

新潟県人事委員会規則第８－97号

職員の勤務時間及び休暇等に関する規則の一部を改正する規則

職員の勤務時間及び休暇等に関する規則（規則第８－55号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部分を削る。

改　　正　　後	改　　正　　前
（時間外勤務を命ずる時間及び月数の上限等） **第８条**　（略） ２～７　（略） ８　任命権者又は市町村教育委員会は、一般職員勤務時間条例第９条第２項又は市町村立学校職員勤務時間条例第８条第２項の規定により正規の勤務時間以外の時間において定年前再任用短時間勤務職員（一般職員勤務時間条例第３条第３項及び市町村立学校職員勤務時間条例第２条第３項に規定する定年前再任用短時間勤務職員をいう。以下同じ。）又は任期付短時間勤務職員（一般職員勤務時間条例第３条第４項及び市町村立学校職員勤務時間条例第２条第４項に規定する任期付短時間勤務職員をいう。以下同じ。）に勤務することを命ずる場合には、定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員等」という。）の正規の勤務時間が常時勤務を要する職を占める職員の正規の勤務時間より短く定められている趣旨に十分留意しなければならない。 ９　（略）	（時間外勤務を命ずる時間及び月数の上限等） **第８条**　（略） ２～７　（略） ８　任命権者又は市町村教育委員会は、一般職員勤務時間条例第９条第２項又は市町村立学校職員勤務時間条例第８条第２項の規定により正規の勤務時間以外の時間において再任用短時間勤務職員（一般職員勤務時間条例第３条第３項及び市町村立学校職員勤務時間条例第２条第３項に規定する再任用短時間勤務職員をいう。以下同じ。）又は任期付短時間勤務職員（一般職員勤務時間条例第３条第４項及び市町村立学校職員勤務時間条例第２条第４項に規定する任期付短時間勤務職員をいう。以下同じ。）に勤務することを命ずる場合には、再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員（以下「再任用短時間勤務職員等」という。）の正規の勤務時間が常時勤務を要する職を占める職員の正規の勤務時間より短く定められている趣旨に十分留意しなければならない。 ９　（略）
（年次有給休暇の日数） **第11条**　一般職員勤務時間条例第13条第１項第１号及び市町村立学校職員勤務時間条例第12条第１項第１号の人事委員会規則で定める日数は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める日数（１日未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た日数）とする。ただし、その日数が労働基準法（昭和22年法律第49号）第39条の規定により付与すべきものとされている日数を下回る場合には、同条の規定により付与すべきものとされている日数とする。 (1) 斉一型短時間勤務職員（定年前再任用短時間勤務職員等及び育児短時間勤務職員等のうち、１週間ごとの勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間の時間数が同一であるものをいう。以下同じ。）　20日にその者の１週間の勤務日の日数を５日で除して得た数を乗じて得た日数	（年次有給休暇の日数） **第11条**　一般職員勤務時間条例第13条第１項第１号及び市町村立学校職員勤務時間条例第12条第１項第１号の人事委員会規則で定める日数は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める日数（１日未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た日数）とする。ただし、その日数が労働基準法（昭和22年法律第49号）第39条の規定により付与すべきものとされている日数を下回る場合には、同条の規定により付与すべきものとされている日数とする。 (1) 斉一型短時間勤務職員（再任用短時間勤務職員等及び育児短時間勤務職員等のうち、１週間ごとの勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間の時間数が同一であるものをいう。以下同じ。）　20日にその者の１週間の勤務日の日数を５日で除して得た数を乗じて得た日数

(2) 不斉一型短時間勤務職員（定年前再任用短時間勤務職員等及び育児短時間勤務職員等のうち、斉一型短時間勤務職員以外のものをいう。以下同じ。） 155時間に一般職員勤務時間条例第３条第２項から第４項まで又は市町村立学校職員勤務時間条例第２条第２項から第４項までの規定により定められた不斉一型短時間勤務職員の勤務時間を38時間45分で除して得た数を乗じて得た時間数を、７時間45分を１日として日に換算して得た日数

２ 前項の規定にかかわらず、労働基準法第39条第１項又は第２項に規定する継続勤務年数の計算に当たり採用後の勤務が退職以前の勤務と継続するものとされる定年前再任用短時間勤務職員等の当該採用された年における年次有給休暇の日数は、当該採用後の勤務と退職以前の勤務とが継続するものとみなした場合における日数とする。

第11条の２ 一般職員勤務時間条例第13条第１項第２号及び市町村立学校職員勤務時間条例第12条第１項第２号の人事委員会規則で定める日数は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める日数とする。

(1) 当該年の中途において、新たに職員となったもの（次号に掲げる職員を除く。） その者の当該年における在職期間に応じ、別表第１の日数欄に掲げる日数（定年前再任用短時間勤務職員等及び育児短時間勤務職員等にあっては、その者の勤務時間等を考慮し、委員会が別に定める日数）（以下この条において「基本日数」という。）

(2) 当該年において地方公営企業等労働関係法適用職員等（一般職員勤務時間条例第13条第１項第３号及び市町村立学校職員勤務時間条例第12条第１項第３号に規定する地方公営企業等労働関係法適用職員等をいう。以下この条において同じ。）となった者で、引き続き新たに職員となったもの 地方公営企業等労働関係法適用職員等となった日において新たに職員となったものとみなした場合におけるその者の在職期間に応じた別表第１の日数欄に掲げる日数から、新たに職員となった日の前日までの間に使用した年次有給休暇に相当する休暇の日数を減じて得た日数（この号に掲げる職員が定年前再任用短時間勤務職員又は任期付職員（地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律第３条第１項若しくは第２項、第４条又は第５条の規定により任期を定めて採用された職員又は育児休業法第18条第１項に規定する任期付短時間勤務職員をいう。以下同じ。）である場合にあっては、その者の勤務時間等を考慮し、委員会が別に定める日数）（当該日数が基本日数に満たない場合

(2) 不斉一型短時間勤務職員（再任用短時間勤務職員等及び育児短時間勤務職員等のうち、斉一型短時間勤務職員以外のものをいう。以下同じ。） 155時間に一般職員勤務時間条例第３条第２項から第４項まで又は市町村立学校職員勤務時間条例第２条第２項から第４項までの規定により定められた不斉一型短時間勤務職員の勤務時間を38時間45分で除して得た数を乗じて得た時間数を、７時間45分を１日として日に換算して得た日数

２ 前項の規定にかかわらず、労働基準法第39条第１項又は第２項に規定する継続勤務年数の計算に当たり採用後の勤務が退職以前の勤務と継続するものとされる再任用短時間勤務職員等の当該採用された年における年次有給休暇の日数は、当該採用後の勤務と退職以前の勤務とが継続するものとみなした場合における日数とする。

第11条の２ 一般職員勤務時間条例第13条第１項第２号及び市町村立学校職員勤務時間条例第12条第１項第２号の人事委員会規則で定める日数は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める日数とする。

(1) 当該年の中途において、新たに職員となったもの（次号に掲げる職員を除く。） その者の当該年における在職期間に応じ、別表第１の日数欄に掲げる日数（再任用短時間勤務職員等及び育児短時間勤務職員等にあっては、その者の勤務時間等を考慮し、委員会が別に定める日数）（以下この条において「基本日数」という。）

(2) 当該年において地方公営企業等労働関係法適用職員等（一般職員勤務時間条例第13条第１項第３号及び市町村立学校職員勤務時間条例第12条第１項第３号に規定する地方公営企業等労働関係法適用職員等をいう。以下この条において同じ。）となった者で、引き続き新たに職員となったもの 地方公営企業等労働関係法適用職員等となった日において新たに職員となったものとみなした場合におけるその者の在職期間に応じた別表第１の日数欄に掲げる日数から、新たに職員となった日の前日までの間に使用した年次有給休暇に相当する休暇の日数を減じて得た日数（この号に掲げる職員が再任用職員（法第28条の４第１項、第28条の５第１項又は第28条の６第１項若しくは第２項の規定により採用された職員をいう。以下同じ。）又は任期付職員（地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律第３条第１項若しくは第２項、第４条又は第５条の規定により任期を定めて採用された職員又は育児休業法第18条第１項に規定する任期付短時間勤務職員をいう。以下同じ。）である

にあっては、基本日数）	場合にあっては、その者の勤務時間等を考慮し、委員会が別に定める日数）（当該日数が基本日数に満たない場合にあっては、基本日数）
２・３　（略）	２・３　（略）
４　一般職員勤務時間条例第13条第１項第３号及び市町村立学校職員勤務時間条例第12条第１項第３号の人事委員会規則で定める日数は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める日数（その日数が基本日数に満たない場合にあっては、基本日数）とする。 (1)　（略） (2)　定年前再任用短時間勤務職員及び任期付職員　その者の勤務時間等を考慮し、委員会が別に定める日数	４　一般職員勤務時間条例第13条第１項第３号及び市町村立学校職員勤務時間条例第12条第１項第３号の人事委員会規則で定める日数は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める日数（その日数が基本日数に満たない場合にあっては、基本日数）とする。 (1)　（略） (2)　再任用職員及び任期付職員（以下「再任用職員等」という。）　その者の勤務時間等を考慮し、委員会が別に定める日数
第11条の３　次の各号に掲げる場合において、１週間ごとの勤務日の日数又は勤務日ごとの勤務時間の時間数（以下「勤務形態」という。）が変更されるときの当該変更の日以後における職員の年次有給休暇の日数は、当該年の初日に当該変更の日の勤務形態を始めた場合にあっては一般職員勤務時間条例第13条第１項第１号若しくは第２号又は市町村立学校職員勤務時間条例第12条第１項第１号若しくは第２号を適用した場合に得られる日数に同条第２項の規定により当該年の前年から繰り越された年次有給休暇の日数を加えて得た日数とし、当該年の初日後に当該変更後の勤務形態を始めた場合において、同日以前に当該変更前の勤務形態を始めたときにあっては当該日数から当該年において当該変更の日の前日までに使用した年次有給休暇の日数を減じて得た日数に、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定める率を乗じて得た日数（１日未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た日数とし、40日を超える場合は40日）とし、当該年の初日後に当該変更前の勤務形態を始めたときにあっては当該勤務形態を始めた日においてこの条の規定により得られる日数から同日以後当該変更の日の前日までに使用した年次有給休暇の日数を減じて得た日数に、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定める率を乗じて得た日数（１日未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た日数とし、40日を超える場合は40日）とする。ただし、当該年の初日後に当該変更後の勤務形態を始め、当該変更後の勤務日数等が当該変更前の勤務日数等（当該年において当該変更前の勤務形態を始める前に当該変更前の勤務日数等を上回る勤務形態であった場合は当該変更前の勤務日数等を上回る勤務日数等）を上回らない場合においては、当該年の初日以前に当該変更前の勤務形態を始めたときは、当該年の初日において一般職員勤務時間条例第13条第１項第１号又は市町	**第11条の３**　次の各号に掲げる場合において、１週間ごとの勤務日の日数又は勤務日ごとの勤務時間の時間数（以下「勤務形態」という。）が変更されるときの当該変更の日以後における職員の年次有給休暇の日数は、当該年の初日に当該変更の日の勤務形態を始めた場合にあっては一般職員勤務時間条例第13条第１項第１号若しくは第２号又は市町村立学校職員勤務時間条例第12条第１項第１号若しくは第２号を適用した場合に得られる日数に同条第２項の規定により当該年の前年から繰り越された年次有給休暇の日数を加えて得た日数とし、当該年の初日後に当該変更後の勤務形態を始めた場合において、同日以前に当該変更前の勤務形態を始めたときにあっては当該日数から当該年において当該変更の日の前日までに使用した年次有給休暇の日数を減じて得た日数に、次の各号に掲げる場合に応じ、次の各号に掲げる率を乗じて得た日数（１日未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た日数とし、40日を超える場合は40日）とし、当該年の初日後に当該変更前の勤務形態を始めたときにあっては当該勤務形態を始めた日においてこの条の規定により得られる日数から同日以後当該変更の日の前日までに使用した年次有給休暇の日数を減じて得た日数に、次の各号に掲げる場合に応じ、次の各号に掲げる率を乗じて得た日数（１日未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た日数とし、40日を超える場合は40日）とする。ただし、当該年の初日後に当該変更後の勤務形態を始め、当該変更後の勤務日数等が当該変更前の勤務日数等（当該年において当該変更前の勤務形態を始める前に当該変更前の勤務日数等を上回る勤務形態であった場合は当該変更前の勤務日数等を上回る勤務日数等）を上回らない場合においては、当該年の初日以前に当該変更前の勤務形態を始めたときは、当該年の初日において一般職員勤務時間条例第13条第１項第１号又は市町

村立学校職員勤務時間条例第12条第１項第１号の規定を適用した場合に得られる日数に、前年における年次有給休暇の残日数（１日未満の端数があるときは、これを切り捨てた日数）を加えて得た日数から、当該変更後の勤務形態を始めた日の前日までの間に使用した年次有給休暇を減じて得た日数とし、当該年の初日後に当該変更前の勤務形態を始めたときは、当該変更前の勤務形態を始めた日において一般職員勤務時間条例第13条第１項第１号又は市町村立学校職員勤務時間条例第12条第１項第１号の規定を適用した場合に得られる日数から当該変更後の勤務形態を始めた日の前日までの間に使用した年次有給休暇を減じて得た日数とする。

(1) 定年前再任用短時間勤務職員等及び育児短時間勤務職員等以外の職員が１週間ごとの勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間の時間数が同一である育児短時間勤務（以下この条において「斉一型育児短時間勤務」という。）を始める場合、斉一型育児短時間勤務をしている職員が引き続いて勤務形態を異にする斉一型育児短時間勤務を始める場合又は育児短時間勤務職員等が斉一型育児短時間勤務若しくは斉一型短時間勤務（育児休業法第17条の規定による短時間勤務のうち、１週間ごとの勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間の時間数が同一であるものをいう。次号において同じ。）を終える場合　勤務形態の変更後における１週間の勤務日の日数を当該勤務形態の変更前における１週間の勤務日の日数で除して得た率

(2) 定年前再任用短時間勤務職員等及び育児短時間勤務職員等以外の職員が斉一型育児短時間勤務以外の育児短時間勤務（以下この条において「不斉一型育児短時間勤務」という。）を始める場合、不斉一型育児短時間勤務をしている職員が引き続いて勤務形態を異にする不斉一型育児短時間勤務を始める場合又は育児短時間勤務職員等が不斉一型育児短時間勤務若しくは育児休業法第17条の規定による短時間勤務のうち斉一型短時間勤務以外のものを終える場合　勤務形態の変更後における１週間当たりの勤務時間の時間数を当該勤務形態の変更前における１週間当たりの勤務時間の時間数で除して得た率

(3)・(4)　（略）

（特別休暇）

第15条　一般職員勤務時間条例第15条及び市町村立学校職員勤務時間条例第14条の人事委員会規則で定める場合は、次の各号に掲げる場合とし、その期間は、当該各号に定める期間とする。

(1)～(12)　（略）

村立学校職員勤務時間条例第12条第１項第１号の規定を適用した場合に得られる日数に、前年における年次有給休暇の残日数（１日未満の端数があるときは、これを切り捨てた日数）を加えて得た日数から、当該変更後の勤務形態を始めた日の前日までの間に使用した年次有給休暇を減じて得た日数とし、当該年の初日後に当該変更前の勤務形態を始めたときは、当該変更前の勤務形態を始めた日において一般職員勤務時間条例第13条第１項第１号又は市町村立学校職員勤務時間条例第12条第１項第１号の規定を適用した場合に得られる日数から当該変更後の勤務形態を始めた日の前日までの間に使用した年次有給休暇を減じて得た日数とする。

(1) 再任用短時間勤務職員等及び育児短時間勤務職員等以外の職員が１週間ごとの勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間の時間数が同一である育児短時間勤務（以下この条において「斉一型育児短時間勤務」という。）を始める場合、斉一型育児短時間勤務をしている職員が引き続いて勤務形態を異にする斉一型育児短時間勤務を始める場合又は育児短時間勤務職員等が斉一型育児短時間勤務若しくは斉一型短時間勤務（育児休業法第17条の規定による短時間勤務のうち、１週間ごとの勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間の時間数が同一であるものをいう。次号において同じ。）を終える場合　勤務形態の変更後における１週間の勤務日の日数を当該勤務形態の変更前における１週間の勤務日の日数で除して得た率

(2) 再任用短時間勤務職員等及び育児短時間勤務職員等以外の職員が斉一型育児短時間勤務以外の育児短時間勤務（以下この条において「不斉一型育児短時間勤務」という。）を始める場合、不斉一型育児短時間勤務をしている職員が引き続いて勤務形態を異にする不斉一型育児短時間勤務を始める場合又は育児短時間勤務職員等が不斉一型育児短時間勤務若しくは育児休業法第17条の規定による短時間勤務のうち斉一型短時間勤務以外のものを終える場合　勤務形態の変更後における１週間当たりの勤務時間の時間数を当該勤務形態の変更前における１週間当たりの勤務時間の時間数で除して得た率

(3)・(4)　（略）

（特別休暇）

第15条　一般職員勤務時間条例第15条及び市町村立学校職員勤務時間条例第14条の人事委員会規則で定める場合は、次の各号に掲げる場合とし、その期間は、当該各号に定める期間とする。

(1)～(12)　（略）

(13)　夏季における盆等の諸行事、心身の健康の維持及び増進又は家庭生活の充実のため帰省、休養、旅行等を行う場合　５日（定年前再任用短時間勤務職員等及び育児短時間勤務職員等にあっては、５日にその者の１週間当たりの平均勤務日数（４週間を超えない期間における勤務日の日数を当該期間における週の数で除して得た日数をいう。）を５日で除して得た数を乗じて得た日数（１日未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た日数））を超えない範囲内で必要と認められる期間 (14)～(23)　（略） ２～５　（略）	(13)　夏季における盆等の諸行事、心身の健康の維持及び増進又は家庭生活の充実のため帰省、休養、旅行等を行う場合　５日（再任用短時間勤務職員等及び育児短時間勤務職員等にあっては、５日にその者の１週間当たりの平均勤務日数（４週間を超えない期間における勤務日の日数を当該期間における週の数で除して得た日数をいう。）を５日で除して得た数を乗じて得た日数（１日未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た日数））を超えない範囲内で必要と認められる期間 (14)～(23)　（略） ２～５　（略）

附　則

（施行期日）

１　この規則は、令和５年４月１日から施行する。

（経過措置）

２　地方公務員法の一部を改正する法律（令和３年法律第63号。以下「改正法」という。）附則第６条第１項又は第２項（これらの規定を改正法附則第９条第３項及び第５項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により採用された職員で地方公務員法第22条の４第１項に規定する短時間勤務の職を占めるものについては、この規則による改正後の職員の勤務時間及び休暇等に関する規則（以下「新規則」という。）第８条第８項に規定する定年前再任用短時間勤務職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）とみなして、新規則の規定を適用する。

３　改正法附則第４条第１項又は第２項（これらの規定を改正法附則第９条第３項及び第５項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により採用された職員については、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、新規則第11条の２第１項第２号及び第４項第２号の規定を適用する。